主な処分制限期間 〈設備〉

設備の名称	処分制限期間	大分類	中分類	小分類
A.フォークリフト	4年	車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	フォークリフト
B.トラック・積載車	5年			その他のもの一貨物自動車
C.自動車	6年			自動車(二輪又は三輪自動車 を除く。)
D.小型(ポータブル)発電機	6年	器具及び備品	家具、電気機器、ガス 機器及び家庭用品(他 の項に掲げるものを除 く)	
E.オーブン				電気冷蔵庫、電気洗濯機その 他これらに類する電気または ガス機器
F.冷蔵庫				
G.食洗器				
H.洗濯機				
I.冷凍ショーケース				陳列だな及び陳列ケース
J.食品加工業用機械	10年	機械及び装置	食品製造業用設備	_
K.金属製品製造業用機械			金属製品製造業用設備	_
L.印刷業用機械	17年		その他の設備	主として金属製のもの

主な処分制限期間について〈設備〉

A.フォークリフト

処分制限期間:4年

【車両及び運搬具‐前掲のもの以外のもの -フォークリフト】





C.自動車

処分制限期間:6年

【車両及び運搬具 - 前掲のもの以外のもの - 自動車(二輪又は三輪自動車を除く。) - その他のもの - その他のもの】





B.トラック・積載車

処分制限期間:5年

【車両及び運搬具-前掲のもの以外のもの -その他のもの

- 貨物自動車 - その他のもの】







D.小型(ポータブル)発電機

処分制限期間:6年

【器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。) -電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器】



主な処分制限期間の事例について〈設備〉

E.オーブン

処分制限期間:6年

【器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。) -電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器】





G.食洗器

処分制限期間:6年

【器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。) -電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器】



F.冷蔵庫

処分制限期間:6年

【器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。) -電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器】



<u>H.洗濯機</u>

処分制限期間:6年

【器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。) -電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器】







主な処分制限期間の事例について〈設備〉

I.冷凍ショーケース

処分制限期間:6年

【器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)-陳列だな及び陳列ケース-冷凍機付きのもの】





<u>J.食品加工業用機械(ミキサー、正麺機、さかな加工機など)</u>

処分制限期間:**10年**

【機械及び装置-食料品製造業用設備】







K.金属製品製造業用機械(切削加工機、プレス機械など)

処分制限期間:10年

【機械及び装置-金属製品製造業用設備】



処分制限期間:**17年**

【機械及び装置-その他の設備-主として金属製のもの】

※法定耐用は10年(印刷業又は印刷関連業用設備 - その他の設備)









主な処分制限期間 〈施設 1/2〉

施設の名称	処分制限期間	分 類	
事務所 (修繕・建替とわず)	50年	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	38年	金属造のもの-骨格材の肉厚が4mm超	
	30年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下	
	22年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm以下	
	24年	木造又は合成樹脂造のもの	
店舗用 (修繕・建替とわず)	39年	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	34年	金属造のもの-骨格材の肉厚が4mm超	
	27年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下	
	19年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm以下	
	22年	木造又は合成樹脂造のもの	

主な処分制限期間 〈施設 2/2〉

施設の名称	処分制限期間	分 類	
工場・倉庫・作業場 (修繕・建替とわず)	38年	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	31年	金属造のもの-骨格材の肉厚が4mm超	
	24年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下	
	17年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm以下	
	15年	木造又は合成樹脂造のもの	
旅館・ホテル (修繕・建替とわず)	47年	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	34年	金属造のもの-骨格材の肉厚が4mm超	
	27年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下	
	19年	金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm以下	
	22年	木造又は合成樹脂造のもの	

主な処分制限期間の事例について<施設>

事務所(修繕・建替とわず)

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの:50年

・金属造のもの - 骨格材の肉厚が4mm超:38年

・金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下 : 30年

・金属造のもの - 骨格材の肉厚が3mm以下 : 22年

・木造又は合成樹脂造のもの : 24年





工場・倉庫・作業場(修繕・建替とわず)

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの:38年

・金属造のもの - 骨格材の肉厚が4mm超:31年

・金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下 : 2 4 年

・金属造のもの - 骨格材の肉厚が3mm以下 : 17年

・木造又は合成樹脂造のもの : 15年





店舗用(修繕・建替とわず)

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの : 39年

・金属造のもの-骨格材の肉厚が4mm超

・金属造のもの - 骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下 : 27年

・金属造のもの - 骨格材の肉厚が3mm以下 : 19年

・木造又は合成樹脂造のもの





34年

34年

19年

22年

旅館・ホテル(修繕・建替とわず)

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの : 47年

・金属造のもの-骨格材の肉厚が4mm超

・金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm超~4mm以下 : 27年

・金属造のもの-骨格材の肉厚が3mm以下

・木造又は合成樹脂造のもの



